

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
68000	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係法令に基づき、被保険者の資格管理を行うとともに、介護保険料を賦課し徴収する。要介護認定の申請情報・結果等に係る事務を行い、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付などの保険給付及び受給者管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①介護保険被保険者の資格取得、喪失の決定②介護保険料額の算定③納入通知書による介護保険料額の通知④介護保険料の納入状況の管理⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施⑦介護保険に係わる証明書の発行⑧介護保険被保険者台帳の照会⑨介護保険料の滞納情報の管理、滞納整理、不納欠損の実施。宛名情報、送付先の確認及び公示送達事務
③システムの名称	介護保険システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、THINK滞納管理システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 宛名納付ファイル (3) 賦課情報ファイル (4) 受給者情報ファイル (5) 給付情報ファイル (6) 収納情報ファイル (7) 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条並びに同法別表第一第68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報又は介護保険法第二十条」が含まれる項（第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56項の2、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項、第108項及び第117項）</p> <p>第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「介護保険法」が含まれる項（第93項、第94項）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	扶桑町健康福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月11日	1. ③システムの名称	-	「THINK滞納管理システム」を追加	事前	
平成30年5月11日	5. ②所属長	介護健康課長 糸井川 浩	介護健康課長 渡辺 隆吉	事後	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	介護健康課長 渡辺 隆吉	介護健康課長	事後	
令和3年9月1日	I-4②	番号法第19条第7号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報又は介護保険法第二十条」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56項の2、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項及び第117項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「介護保険法」が含まれる項(第93項、第94項)	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報又は介護保険法第二十条」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56項の2、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項及び第117項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「介護保険法」が含まれる項(第93項、第94項)	事後	
令和5年4月1日	I-1③	介護保険システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、THINK滞納管理システム	介護保険システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、THINK滞納管理システム、申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	I-4②	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報又は介護保険法第二十条」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56項の2、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項及び第117項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「介護保険法」が含まれる項(第93項、第94項)	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報又は介護保険法第二十条」が含まれる項(第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56項の2、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項、第108項及び第117項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「介護保険法」が含まれる項(第93項、第94項)	事後	
令和5年4月1日	I-5①	扶桑町健康福祉部介護健康課	扶桑町健康福祉部長寿介護課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-5②	介護健康課長	長寿介護課長	事後	
令和5年4月1日	I-7	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I-8	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	II-1	平成31年1月19日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2	平成31年1月19日時点	令和5年3月1日時点	事後	